

## 聖路加国際病院院長任用規程

### (目的)

第1条 本規程は、聖路加国際病院運営規則第6条に基づき、聖路加国際病院院長（以下「院長」という）の任用に関し必要な事項を定める。

### (院長の資格)

第2条 院長は、人格高潔にして学識に富み、病院運営の方針を実現する医療面の責任者であるとともに、理事会の重要な一員として、法人の経営に参画するに相応しい者でなければならない。

### (任命)

第3条 院長は、院長推薦委員会より推薦された院長候補者の中から、理事会の審議・決定を経て、理事長が任命する。

### (院長推薦委員会)

第4条 院長候補者を選出するため、院長推薦委員会（以下「委員会」という）を設ける。

### (院長候補者の選出)

第5条 院長候補者は、次の各号の一に該当する場合に選出するものとする。

- (1) 院長の任期が満了するとき。
- (2) 院長が辞任を申し出たとき。
- (3) 院長が前2号以外の事由で欠員となったとき。

### (委員会構成)

第6条 委員会は7名の委員で構成し、次の第1号から第4号に掲げる者とする。

- (1) 理事長又はこれを代理する者
- (2) 理事会の互選による理事2名
- (3) 病院運営会議の互選による者2名
- (4) 法人と利害関係のない外部の者2名

2 前項の規定に拘らず、次期院長の候補者は委員会の委員になることはできない。

3 委員が次期院長の候補者となった場合は、その候補者は、委員を辞任しなければならない。

4 委員に欠員を生じた場合には、第1項の構成となるよう、委員を補充する。

5 前項において、補充する委員の候補は、あらかじめこれを定めておかななければならない。

6 委員会の運営の詳細は別に定める。

### (委員長)

第7条 委員会の委員長は前条第1項第1号委員とする。

### (院長候補者要件)

第8条 院長の候補者は以下の基準を満たした者とする。

- (1) 聖路加国際病院（以下「病院」という）の理念を踏まえたキリスト教信徒であること。ただし、当該候補者がキリスト教信徒でない場合は、キリスト教精神を尊重する者であること。
- (2) 日本国内の医師免許を有し、保険医の登録を受けている者であること。
- (3) 医療の安全の確保のため、医療安全管理業務の経験を有し、患者安全を第一に考える姿勢及び

能力を有している者であること。

- (4) 病院の適正な管理運営に必要な資質及び能力、ならびに病院内外での組織管理経験を有している者であること。
- (5) 高度医療の提供、高度医療技術の開発及び評価、高度医療に関する研修等、病院が行う医療およびその発展にリーダーシップを発揮できる者であること。
- (6) 医療提供と安定的な経営とのバランスを考えた、健全で全体最適な病院経営を担える者であること。

(院長任期)

第9条 院長の任期は4年とし、4月1日に始まり、第四年度の3月31日をもって満了とする。

- 2 院長が任期中に交替したときは、後任者の就任が9月30日以前の場合、当該年度は1年として計算し、10月1日以降の場合、当該年度は1年に算入しない。
- 3 院長の重任は妨げない。ただし、原則として満70歳の年度末を限度とする。
- 4 院長が任期の途中で前項の上限を迎えた場合は、任期満了まで延長するものとする。

(改廃)

第10条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

- 1. 制定：2015年5月27日
- 2. 改定：2016年9月29日（全面改定）
- 3. 改定：2019年9月24日（第1条・目的、第6条・委員会構成、第8条・院長候補者要件）